

助成研究応募のための研究計画書および提出書類に関する規程

2024年5月1日 理事会議決

(目的)

第1条 本規程は、会員の個人研究を助成する制度に関する規程（2024年5月1日制定）（以下、研究助成規程）第3条に定める研究計画書の様式等について定める。

(記載事項)

第2条 研究計画書には、別に定める様式に従って次の事項について記載する。

- 一 研究助成規程に定める研究助成に応募する正会員（以下、応募者）の氏名、所属、学生会員に該当するか否かの別
- 二 応募者が学生会員ではない場合には、研究助成規程第6条第3項に規定する応募条件を満たす業績
- 三 応募者が学生会員の場合にあつては研究助成規程第6条第1項に規定するメンター教員（以下、メンター教員）の氏名、所属
- 四 上記の場合にあつては、メンター教員が研究助成規程第6条第3項に規定する応募条件を満たす業績
- 五 上記の場合にあつては、当該学生会員が研究助成規程第6条第4項に規定する応募条件を満たす業績
- 六 研究題目（50字以内）
- 七 研究の概要（400字以内）
- 八 研究の具体的内容（研究背景、研究動機、研究課題、研究仮説、研究手法、データ、研究の実行可能性、得られる成果の見通し等）
- 九 既存研究のまとめ（研究課題の独創性、新規性、有意味性）
- 十 当該研究課題または関連研究課題に着手している場合には、その進捗状況
- 十一 研究の年次計画（研究期間が多年度にわたる場合）
- 十二 研究助成規程第6条の応募条件（論文発表等）を満たす計画
- 十三 当該研究計画にかかわる研究費の支出計画（研究助成規程第4条第1項の規定により、研究費助成金でその一部または全額をカバーする）と希望する研究費助成金の金額
- 十四 研究者倫理遵守に関する事項
- 十五 その他、当該研究計画にかかわる特記事項

(研究計画書および関連書類の提出)

第4条 応募者は、前条の研究計画書および下記の関連書類を研究助成規程第11条に規定する助成研究委員会（以下、委員会）に提出する。

- 一 応募者がメンター教員である場合には、研究助成規程第6条第1項に規定する誓約書
- 二 前条第2号または第4号および第5に規定する業績の抜き刷り、コピー等
- 三 前号以外の当該研究計画に関連する応募者またはメンター教員の標石としての論文等の抜き刷り、コピー等（3編以内）
- 四 応募者またはメンター教員の過去5年以内の研究業績リスト

（改正）

第5条 この規程は、理事会の審議を経て改正することができる。

（細則、内規）

第6条 研究計画書および研究計画書の提出等について、この規程および関連規程で定められない事項については、委員会の議を経て細則または内規等で定める。

附則

（成立、施行）

第1条 この規程は、理事会の議決を経て成立し、それと同時に施行する。